

## 議題（1）地域密着型サービスの運営状況について

## 1 地域密着型サービスとは

- (1) 高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供される介護保険サービスが地域密着型サービスで、平成18年4月から創設されました。
- (2) 原則として市民のみが利用できるサービスで、市が指定・指導監督の権限を持っています。

## 2 市内の地域密着型サービスの種類と内容

## (1) (介護予防) 認知症対応型通所介護

認知症の利用者が、できる限り居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、入浴、排せつ・食事等の介護、健康状況の確認などの日常生活上の世話、機能訓練などが受けられます。

## (2) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者に対して、5～9人を1つの共同生活住居の単位とし、家庭的な雰囲気と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、利用者の能力に応じて日常生活を営めるようにするものです。

## (3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(定員29人以下の特別養護老人ホーム)

食事や排せつなどで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者が入所します。食事、入浴、排せつなど日常生活の介助、機能訓練、健康管理などが受けられます。原則要介護3～5と認定された人が利用できます。

## (4) 地域密着型特定施設入居者生活介護

(定員29人以下の介護付有料老人ホーム)

有料老人ホーム等のうち、介護保険の指定基準を満たし、市の指定を受けた施設（介護保険法上の特定施設）です。入浴、排せつ・食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練・療養上の世話などが受けられます。

## (5) (介護予防) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、利用者の心身の状況・希望・環境を踏まえて、居宅への訪問サービス、施設への通いサービス・宿泊サービスを柔軟に組み合わせ提供することにより、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようにするものです。

(6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に提供し、定期巡回型訪問と随時の対応・随時訪問を行うことで、24時間365日必要なタイミングで柔軟に提供します。

(7) 地域密着型通所介護

平成28年4月1日から介護保険制度改正により、定員18名以下の「通所介護」事業所は「地域密着型通所介護」事業所となり、指導所管は県から市へ移譲されました。要介護状態となった方ができる限り居宅で、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、送迎から健康管理・入浴の介助など必要な日常生活上の世話や機能訓練が受けられます。

(8) 夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。

(9) 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせることでサービスを柔軟に提供します。

### 3 地域密着型サービスの利用状況

#### (1) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

(平成31年3月サービス分)

事業所名	定員(人)	利用者数 (人/日)	稼働率 (%)	介護 予防
安寿の郷デイサービスセンター	8	0	0	あり
デイサービスセンター小川の里	10	5.2	52.3	あり
認知症デイサービスセンター あんのん館	10	3.9	38.8	あり
ニチイケアセンター三河安城	3	0	0	なし
ニチイケアセンター東明町	3	0	0	なし
合計 5事業所	34	9.1	26.8	—

#### (2) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

(平成31年3月末現在)

事業所名	定員(人)	利用者数(人)	空き室(室)
グループホーム野のユリ	18	17	1
グループホーム安城福釜の家	27	27	0
グループホームでんぱあく	18	18	0
グループホーム田苑春風	18	17	1
ニチイケアセンター三河安城	18	18	0
ニチイケアセンター東明町	18	18	0
グループホームじけい	18	18	0
愛の家グループホーム安城今本町	18	17	1
グループホームひびきの家安城	18	15	3
ケアビジョンホーム安城	18	17	1
グループホームこころくばり	18	18	0
合計 11事業所	207	200	7

## (3) 地域密着型介護老人福祉施設

(平成31年3月末現在)

事業所名	定員(人)	利用者数(人)	空き室(室)
特別養護老人ホームアルクオーレ 安城横山	29	29	0
地域密着型特別養護老人ホーム こころくばり	29	28	1
合計 2事業所	58	57	1

## (4) 地域密着型特定施設入居者生活介護

(平成31年3月末現在)

事業所名	定員(人)	利用者数(人)	空き室(室)
介護付有料老人ホーム みどりの家	29	29	0
すえひろ翔裕館	29	23	6
合計 2事業所	58	52	6

## (5) (看護) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

(平成31年3月サービス分)

事業所名	定員(人)	登録者数①	利用延べ回数			1人の1週間あたりの平均回数
			通い②	訪問介護③	宿泊④	
あかねぞら 大黒・ 恵比須	25	16	336	36	148	7.3
小規模多機能ホーム でんばあく	25	10	62	2,800	0	64.6
ニチイケアセンター 東明町(要介護のみ)	29	21	394	289	129	8.7
小規模多機能ホーム ひまわり・福釜	29	23	465	345	207	10.0
看護小規模多機能型 居宅介護こころくばり	18	2	34	18 看護1	0	6.0
合計 5事業所	126	72	1,291	3,489	484	16.5

※ 1人の1週間あたりの平均回数 =  $[(②+③+④) \div (① \times 31 \text{日})] \times 7 \text{日}$

## (6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (市内)

(平成31年3月末現在)

事業所名	利用者数(人)
24H看護・介護ステーション オレンジ	57
定期・随時アイシー定随介護看護	0
合計 2事業所	57

## (7) 地域密着型通所介護 (市内)

(平成31年3月サービス分)

事業所名	定員(人)	利用者数 (人/日)	稼働率 (%)	介護 予防
レスパイトステーション安あん	5 (9)	1.4	28.9	/
デイサービスセンターゆめりん	10	6.6	66.2	あり
デイサービス さるびあ	18	13.6	75.4	あり
デイサービスセンター リ・ライフ	10	6.5	65.2	あり
デイサービス リネット	30 (1単位15)	18.9	63.0	あり
デイサービス アルクオーレ安城横山	18	15.2	84.2	あり
宅老所あすなる	10	6.3	63.3	なし
デイサービス じけいの庭	10	7.7	77.0	あり
デイサービス みなみの風	15	8.5	56.7	あり
株式会社ライフサポートデイサービスセンター	18	12.0	66.9	あり
ケアセンターうらら	18	12.8	70.9	なし
デイサービス 和ごころ里町	10	3.3	33.5	あり
デイサービス いちみ	10	8.2	82.4	あり
デイサービス ちゃや	13	9.4	72.6	あり
合計 14事業所	195	130.4	66.9	/

#### 4 地域密着型サービスの指定状況

##### (1) 平成30年度 指定更新事業所 (7事業所)

申請者 法人名	事業所		サービス種類	指定更新年月日	指定有効 終了年月日
	名称	所在地			
学校法人さくら学園	グループホームじけい	安城市西別所町中新田2 0番地	介護予防認知症対応型 共同生活介護	平成30年4月1日	令和6年3月31日
学校法人さくら学園	グループホームじけい	安城市西別所町中新田2 0番地	認知症対応型共同生活 介護	平成30年4月1日	令和6年3月31日
株式会社アールエス	デイサービス リハビリガーデン	刈谷市南沖野町2-1- 19 First Hills s1号	地域密着型通所介護	平成30年6月1日	令和6年5月31日
株式会社さるびあ	デイサービス さるびあ	安城市二本木新町1丁目 15番地5	地域密着型通所介護	平成30年11月1日	令和6年10月31日
株式会社Philosopher's body project	デイサービスセンター リ・ライフ	安城市桜井町森田56番 地1	地域密着型通所介護	平成31年1月1日	令和6年12月31日
株式会社暁不動産	デイサービス リネット	安城市横山町寺田34番 地1	地域密着型通所介護	平成31年3月1日	令和7年2月28日
社会福祉法人百陽会	特別養護老人ホーム アルクオール安城横山	安城市横山町赤子10番 地	地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	平成31年3月1日	令和7年2月28日

(2) 平成30年度 廃止事業所 (4事業所)

申請者 法人名	事業所		サービス種類	廃止年月日	廃止理由
	名称	所在地			
株式会社いずみ	デイサービス 花むすび	安城市桜井町五ヶ野1-3番地2	地域密着型通所介護	平成30年5月31日	通所介護への移行のため
リハコテンツ株式会社	リハプライド千種	名古屋千種区豊年町3-1-10番地3	地域密着型通所介護	平成30年11月30日	利用者が他事業所に移行したため
有限会社あんぶく	あんぶく	安城市福釜町宮添105番地	地域密着型通所介護	平成31年2月28日	利用者減少により訪問介護事業に変更のため
東海エイド株式会社	デイサービス とうかい	西尾市八ツ面町尾屋敷108番地	地域密着型通所介護	平成31年3月1日	利用者死亡のため

(3) 平成30年度 休止事業所 (1事業所)

申請者 法人名	事業所		サービス種類	休止予定期間	休止理由
	名称	所在地			
株式会社アイシーリビング	定期・随時アイシー定随介護看護	安城市篠目町1-13-5	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	平成31年1月1日～令和元年6月30日	人員基準を満たさないため

※令和元年5月から再開

## 5 地域密着型サービスの指導・監査状況について

### (1) 平成30年度地域密着型サービス事業所の実地指導状況について

安城市では、全ての介護サービス事業所に対し、原則として3年に一度は実地指導を行っています。

平成30年度、地域密着型サービスでは、16事業者21事業所に対し実地指導を行いました。

主な指導内容は以下のとおりです。

- ① 重要事項説明書と運営規程の整合を図ること。(従業員の職種・員数、利用者の負担割合)
- ② 負担割合が変更となる利用者については、重要事項説明書によりその旨を説明し、同意を得ること。
- ③ 管理者の兼務は、管理上、又は利用者の処遇に支障が無い場合に限ること。
- ④ 雇用契約の更新状態を把握する等、従業員の管理を適切に行うこと。
- ⑤ 必要な職員の配置を満たしていない日があるので、人員配置を改めること。職員の補充等体制の充実を図ること。
- ⑥ サービスの質の向上を図るための研修の機会が不足しているので研修の充実に努めること。
- ⑦ 各サービスの介護計画について、内容の充実を図ること。介護計画は、利用者又は家族に説明し、利用者の同意を得ることに留意すること。
- ⑧ 個人情報利用同意は家族からも文書で得ておくこと。
- ⑨ 加算算定の基準に適合しているか自主点検を行うこと。
- ⑩ 利用実績のない実態に即し、休止・廃止を検討すること。

### (2) 令和元年度地域密着型サービス事業所の実地指導予定について

対象事業所 13事業者15事業所



市内地域密着型サービス事業所一覧（令和元年5月1日現在）

認知症対応型共同生活介護事業所

指定年月日	指定の更新日	有効期間満了日	指定の更新予定日	申請(開設)者の名称	事業所名称	事業所所在地	備考
平成13年5月29日	平成26年5月29日	令和2年5月28日	令和2年5月29日	有限会社野のユリ	グループホーム野のユリ	安城市二本木新町三丁目2番地5	
平成15年12月15日	平成27年12月15日	令和3年12月14日	令和3年12月15日	有限会社アトプロジェクト	グループホーム安城福盛の家	安城市福盛町里添56-3	
平成16年11月15日	平成28年11月15日	令和4年11月14日	令和4年11月15日	株式会社日本介護研究所	グループホーム でんぱあく	安城市横山町石ナ管根175番地	
平成17年7月1日	平成29年7月1日	令和5年6月30日	令和5年7月1日	社会福祉法人愛知慈恵会	グループホーム 田苑香風	安城市小川町三ツ塚1番地1	
平成21年10月1日	平成27年10月1日	令和3年9月30日	令和3年10月1日	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター三河安城 グループホーム ニチイのほほえみ	安城市三河安城本町1丁目32-14	予防も同日指定
平成23年7月1日	平成29年7月1日	令和5年6月30日	令和5年7月1日	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター東明町 グループホーム ニチイのほほえみ	安城市東明町14番地11	予防も同日指定
平成24年4月1日	平成30年4月1日	令和6年3月31日	令和6年4月1日	学校法人さくら学園	グループホームニムじけい	安城市西別所町中新田20	予防も同日指定
平成25年12月1日	平成25年12月1日	令和元年11月30日	令和元年12月1日	メダカグループホーム安城今本町 株式会社	愛の家グループホーム安城今本町	安城市今本町4丁目5番13号	予防も同日指定
平成26年3月1日	平成26年3月1日	令和2年2月29日	令和2年3月1日	株式会社ヒビキ	グループホームひびきの家安城	安城市東端町山ノ神90番地1	予防も同日指定
平成29年5月1日	平成29年5月1日	令和5年4月30日	令和5年5月1日	株式会社ビジュアルビジョン	けあビジョンホーム安城	安城市別所町油石96-1	予防も同日指定
平成30年4月1日	平成30年4月1日	令和6年3月31日	令和6年4月1日	社会福祉法人 相志会	グループホームこころくぼり	安城市磯目町葛田155番	予防も同日指定

認知症対応型通所介護事業所

指定年月日	指定の更新日	有効期間満了日	指定の更新予定日	申請(開設)者の名称	事業所名称	事業所所在地	備考
平成12年3月29日	平成26年4月1日	令和2年3月31日	令和2年4月1日	社会福祉法人 観音々々会	安寿の郷デイサービスセンター	安城市別所町油石105番地	
平成14年3月29日	平成27年3月29日	令和3年3月28日	令和3年3月29日	社会福祉法人愛知慈恵会	デイサービスセンター小川の里	安城市小川町三ツ塚1番地1	
平成19年4月1日	平成25年4月1日	令和7年3月31日	令和7年4月1日	社会福祉法人安祥福祉会	認知症デイサービスセンター あんのん館	安城市窪釜町矢野88番地	予防も同日指定
平成26年5月1日	平成26年5月1日	令和2年4月30日	令和2年5月1日	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター三河安城	安城市三河安城本町1丁目32-14	予防は指定なし
平成26年5月1日	平成26年5月1日	令和2年4月30日	令和2年5月1日	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター東明町	安城市東明町14番地11	予防は指定なし

小規模多機能型居宅介護事業所

指定年月日	指定の更新日	有効期間満了日	指定の更新予定日	申請(開設)者の名称	事業所名称	事業所所在地	備考
平成21年3月1日	平成27年3月1日	令和3年2月28日	令和3年3月1日	社会福祉法人愛知慈恵会	あかねぞら 大黒 恵比須	安城市東端町山ノ神115番地1	予防も同日指定
平成21年3月16日	平成27年3月16日	令和3年3月15日	令和3年3月16日	株式会社日本介護研究所	小規模多機能ホームでんぱあく	安城市横山町石ナ管根175番地	予防も同日指定
平成23年7月1日	平成29年7月1日	令和5年6月30日	令和5年7月1日	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター東明町	安城市東明町14番地11	予防は指定なし
平成26年4月1日	平成26年4月1日	令和2年3月31日	令和2年4月1日	医療法人愛生館	小規模多機能ホームひまわり福盛	安城市福盛町小六75番地2	予防も同日指定

複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)

指定年月日	指定の更新日	有効期間満了日	指定の更新予定日	申請(開設)者の名称	事業所名称	事業所所在地	備考
平成30年4月1日	平成30年4月1日	令和6年3月31日	令和6年4月1日	社会福祉法人相志会	看護小規模多機能型居宅介護 こころくぼり	安城市磯目町葛田155番	

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

指定年月日	指定の更新日	有効期間満了日	指定の更新予定日	申請(開設)者の名称	事業所名称	事業所所在地	備考
平成25年3月1日	平成25年3月1日	令和7年2月28日	令和7年3月1日	社会福祉法人目録会	特別養護老人ホーム アルファール 安城緑山	安城市横山町赤子10番地	
平成30年4月1日	平成30年4月1日	令和6年3月31日	令和6年4月1日	社会福祉法人相志会	地域密着型特別養護老人ホーム こころくぼり	安城市磯目町葛田155番	

地域密着特定施設入居者生活介護

指定年月日	指定の更新日	有効期間満了日	指定の更新予定日	申請(開設)者の名称	事業所名称	事業所所在地	備考
平成26年3月10日	平成26年3月10日	令和2年3月9日	令和2年3月10日	株式会社ササノボ株式会社	介護付有料老人ホームみどりの家	安城市北山崎町北浦18番地	
平成30年4月1日	平成30年4月1日	令和6年3月31日	令和6年4月1日	関西サンガ	すえひろ福祉館	安城市玉匠町9番27号	

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

指定年月日	指定の更新日	有効期間満了日	指定の更新予定日	申請(開設)者の名称	事業所名称	事業所所在地	備考
平成27年4月1日	平成27年4月1日	令和3年3月31日	令和3年4月1日	オレンジ生活サポート株式会社	24H看護・介護ステーション オレンジ	北山崎町大山9番地1	
平成28年4月1日	平成28年4月1日	令和4年3月31日	令和4年4月1日	株式会社アインシービング	定期・随時対応型訪問介護看護	磯目町1丁目13番地5	

市外地域密着型通所介護事業所(令和元年5月1日現在)

連番	指定年月日	有効期間満了日	指定の更新予定日	申請者 法人名	事業所名称	事業所所在地
1	平成28年4月1日	令和7年3月31日	令和7年4月1日	株式会社電波堂	デイサービス和ごころ	愛知県岡崎市籠田町3番地
2	平成28年4月1日	令和3年4月30日	令和3年5月1日	株式会社アバンセライフサポート	デイサービスおかげ庵刈谷	愛知県刈谷市今岡町東畑3番
3	平成28年4月1日	令和3年7月31日	令和3年8月1日	株式会社アバンセライフサポート	デイサービスおかげ庵岡崎南	愛知県岡崎市土井町字荒井乙12番地1
4	平成28年4月1日	令和3年11月13日	令和3年11月14日	有限会社んのん	デイサービスんのん	愛知県知立市南陽1-9
5	平成28年4月1日	令和5年12月31日	令和6年1月1日	株式会社アイビーナーシング	デイサービス やすらぎの里	愛知県西尾市今川町御堂東62番
6	平成28年4月1日	令和6年1月31日	令和6年2月1日	有限会社介護の街	デイサービスゆずのきの家	愛知県刈谷市半城土町本郷55番地
7	平成28年4月1日	令和6年1月31日	令和6年2月1日	有限会社介護の街	デイサービスさくらのきの家	愛知県知立市牛田町地内39
8	平成28年4月1日	令和6年5月31日	令和6年6月1日	株式会社アールエス	デイサービスハリハリガーデン	愛知県刈谷市南沖野町二丁目1番地19 Fir 1stHills1号

市内地域密着型通所介護事業所一覧(令和元年5月1日現在)

連番	指定年月日	有効期間満了日	指定の更新予定日	申請者 法人名	事業所名称	事業所所在地
1	平成28年4月1日	令和2年6月30日	令和2年7月1日	株式会社LIBS	レスパイトステーション安あん※	安城市赤松町の場145番地
2	平成28年4月1日	令和5年6月30日	令和5年7月1日	有限会社ハートスペース	デイサービスセンターゆめりん	安城市横山町横山45番地1
3	平成28年4月1日	令和6年10月31日	令和6年11月1日	株式会社さるびあ	デイサービス さるびあ	安城市二本木新町1丁目15-5
4	平成28年4月1日	令和6年12月31日	令和7年1月1日	株式会社Philosopher's body project	デイサービスセンター リ・ライフ	安城市桜井町森田56番地1
5	平成28年4月1日	令和6年2月28日	令和7年3月1日	株式会社暁不動産	デイサービス リネット	安城市横山町寺田34番地1
6	平成28年4月1日	令和7年4月30日	令和7年5月1日	社会福祉法人百陽会	デイサービス アルクオーレ安城横山	安城市横山町赤子10番地
7	平成28年4月1日	令和2年8月14日	令和2年8月15日	有限会社あすなる	宅老所あすなる	安城市福釜町細池89-6
8	平成28年4月1日	令和2年12月31日	令和3年1月1日	社会福祉法人さくら福祉園	デイサービス じけいの庭	安城市相生町5番9号
9	平成28年4月1日	令和3年1月31日	令和3年2月1日	株式会社みなみみこポレシジョン	デイサービス みなみの風	安城市南町7番19号
10	平成28年4月1日	令和3年4月29日	令和3年4月30日	株式会社ライフサポート	株式会社ライフサポートデイサービスセンター	安城市三河安城南町1丁目13番地4
11	平成28年4月1日	令和3年5月31日	令和3年6月1日	株式会社ケアセンターうらら	ケアセンターうらら	安城市古井町揚り登30-4
12	平成28年4月1日	令和3年8月31日	令和3年9月1日	株式会社電波堂	デイサービス 和ごころ里町	安城市里町1丁目17番地3
13	平成28年4月1日	令和3年10月31日	令和3年11月1日	合同会社KMY	デイサービス いちみ	安城市桜井町西町下29
14	平成28年4月1日	令和5年3月31日	令和5年4月1日	株式会社中屋	デイサービス ちゃや	安城市宇頭茶屋町南裏53番地1

※=地域密着型通所介護(療養通所介護)

改正

平成27年8月24日安城市規則第30号

安城市介護保険地域密着型サービス運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市附属機関の設置に関する条例（平成25年安城市条例第34号）第5条の規定に基づき、安城市介護保険地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、安城市附属機関の設置に関する条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月24日安城市規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

○安城市附属機関の設置に関する条例

平成25年12月24日安城市条例第34号

改正

平成27年3月25日安城市条例第1号

平成27年9月29日安城市条例第34号

平成28年9月29日安城市条例第39号

平成28年12月26日安城市条例第50号

平成29年3月24日安城市条例第12号

平成29年9月28日安城市条例第34号

平成30年3月27日安城市条例第8号

安城市附属機関の設置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

(担当事務)

第3条 附属機関の担任する事務は、別表担当事務の欄に掲げるとおりとする。

(委員)

第4条 附属機関の委員(以下この条において「委員」という。)の定数は、別表委員定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) 安城市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第44号）
  - (2) 安城市総合計画審議会条例（昭和40年条例第19号）
  - (3) 安城市住居表示審議会条例（昭和38年条例第28号）
  - (4) 安城市青少年問題協議会条例（昭和34年条例第17号）
  - (5) 安城市スポーツ推進審議会条例（昭和53年安城市条例第58号）
- 3 この条例の施行の際現にこの条例の規定により設置された附属機関に相当する附属機関等（以下「旧附属機関等」という。）の委員である者は、この条例の施行の日に、この条例の規定により設置された附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、これらの委員の任期は、第4条第3項前段の規定にかかわらず、旧附属機関等の委員の残任期間とする。

附 則（平成27年3月25日安城市条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月29日安城市条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年9月29日安城市条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月26日安城市条例第50号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月24日安城市条例第12号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年9月28日安城市条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 安城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第18号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則 (平成30年3月27日安城市条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

抜粋

別表 (第2条-第4条関係)

執行機 関	名称	担当事務	委員定数	委員構成	委員任期
市長	安城市介護保険地域密着型サービス運営委員会	地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスに係るサービス費の額、事業者の指定並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する事項の調査審議	10人以内	学識経験を有する者 福祉、医療又は保健の関係者 介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者を代表する者 介護保険の被保険者 その他市長が必要と認める者	3年